

春日部市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

春日部市道路占用料徴収条例(平成17年条例第138号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
(占用料の減免)				(占用料の減免)			
第4条				第4条			
(1) 法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号) <u>第18条</u> に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの				(1) 法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号) <u>第19条</u> に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	円			単位	円
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	(略)	(略)	(略)
	(略)	長さ1メートルにつき1年	(略)		(略)	長さ1メートルにつき1年	(略)
	<u>地下に設ける電線</u>	メートルにつき1年	5		<u>地下電線その他地下に設ける線類</u>	メートルにつき1年	5
	<u>その他の線類</u>						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。